

令和3年第7回（12月）議会定例会会議録

| | | | |
|--|---|---|-----------------------|
| 招集年月日 | 令和3年12月3日 | | |
| 招集の場所 | 川北町議会議場 | | |
| 開会宣告日時 | 令和3年12月3日 午前10時02分 | | |
| 閉議宣告日時 | 令和3年12月3日 午前10時12分 | | |
| 応招議員 | 1番 山田勝裕 | 2番 宮崎 稔 | 3番 窪田 博 |
| | 4番 井波秀俊 | 5番 山村秀俊 | 6番 西田時雄 |
| | 7番 田中秀夫 | 8番 苗代 実 | 9番 坂井 毅 |
| | 10番 山先守夫 | | |
| 不応招議員 | なし | | |
| 出席議員 | 1番 山田勝裕 | 2番 宮崎 稔 | 3番 窪田 博 |
| | 4番 井波秀俊 | 5番 山村秀俊 | 6番 西田時雄 |
| | 7番 田中秀夫 | 8番 苗代 実 | 9番 坂井 毅 |
| | 10番 山先守夫 | | |
| 欠席議員 | なし | | |
| 会議録署名議員 | 8番 苗代 実 | 9番 坂井 毅 | 10番 山先守夫 |
| 地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名 | 町長 前 哲雄 総務課長 大山恭功 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩 | 副町長 田西秀司 税務課長 川北征章 産業経済課長 奥村栄一 学校教育課長兼社会教育課長 東 誠 | 教育長 西田誠一 住民課長 國雲正樹 |
| 職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名 | 事務局長 中田利明 | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | |

令和3年第7回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

令和3年12月3日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第50号(上程)

第4 諮問第1号(議題)

会 議 に 付 し た 事 件

議案第50号 令和3年度川北町一般会計補正予算

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見書を求めることについて

《開 会》

◇議長 田中秀夫

只今から、令和3年第7回川北町議会定例会を開会します。

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時02分)

《会期の決定》

◇議長 田中秀夫

日程第1 会期の決定を議題にします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月10日までの8日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 田中秀夫

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 苗代 実君、9番 坂井 毅君、10番 山先守夫君を指名します。

尚、地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 田中秀夫

日程第3 議案第50号「令和3年度川北町一般会計補正予算」を上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日、令和3年第7回議会定例会を開催致しました。議員の皆様方には、何かとご多用の中、ご出席を戴きまして誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ちまして、町の事業の進捗状況についてご報告を申し上げます。

今年度の道路整備事業として実施しています、加賀海浜産業道路に伴います国道8号線の橋交差点改良工事、中島地内の町道拡幅工事、与九郎島地内の通学路安全対策工事、そして町内3地区の消雪ポンプの更新につきましては、既に工事が完了致しております。

また、9月補正に計上致しました、与九郎島区と橘新区の小型動力ポンプにつきましても既に各地区に納入されており、役場庁舎や文化センター、百寿会館に供給をしております受水槽の取替工事は、順調に工事が進められております。

そして、昨年12月より事業を開始しましたケーブルテレビ網の光化整備事業につきましても、現在までに累計で644世帯、金額で23,168千円分の宅内への光ケーブルの引込工事費を町が負担しております。

それでは、12月議会定例会に提案を致しました議案第50号「令和3年度一般会計補正予算」について、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正額は58,000千円で、予算の累計額は3,974,800千円となります。

補正の主な内容について申し上げますと、先ず民生費では、児童手当制度の改正に伴うシステム改修費に3,520千円。

衛生費では、感染症の影響により事業収入が減少しています南加賀急病センターの負担金や、健診結果の利活用に向けたシステム改修、そして保健センターの修繕費に合わせて4,980千円を補正致します。

農林水産業費では、米価が大幅に下落している現状を鑑み、町独自で1俵あたりに換算し、150円を農業者に給付します農業経営安定支援金事業に6,800千円。

商工費では、1月から6月までを対象期間として、事業収入が低迷しています事業者に対して給付しました経営継続支援金事業を、7月から12月までの期間についても継続して実施する費用として、13,000千円を補正致します。

土木費では、当初計画した以上の申請がございました住宅リフォーム等助成事業、新築住宅取得奨励金事業、そして空き家等解体事業に係ります追加の補助金として、合わせて11,000千円。

また、地区主体の住宅用地整備に伴い計画している、三反田地内の橋りょう整備に係ります測量設計費と町道整備の追加工事費に合わせて15,000千円。さらに町営住宅の退去修繕費に3,300千円を補正します。

教育費では、町内小中学校で実施します

感染症拡大防止対策費として、4校合わせて400千円を補正致します。

これらの財源につきましては、国庫支出金、繰越金、町債などを充当しております。

なお、国の経済対策として実施されます18歳以下の子どもに対する10万円相当の給付のうち、5万円分の現金給付につきましては、12月中の迅速な給付ができますよう調整を進めており、その事業費につきまして、現在実施を検討しています低所得者世帯への灯油購入費の助成事業と併せて、今議会最終日に追加の補正予算を提出したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上が、12月議会定例会に提案を致しました議案の概要であります。

何卒、慎重にご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明と致します。

◇議長 田中秀夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 田中秀夫

これから、只今、上程されております、議案第50号に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今上程されております、議案第50号については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◇議長 田中秀夫

日程第 4 諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、ご説明申し上げます。

諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

現在、委員であります穴田 速さんは、平成 4 年 3 月 31 日で任期が満了致します。

現在 3 期目であり、豊かな識見と人格を兼ね備えた穴田さんを再度推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議員各位の適任とのご意見を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

◇議長 田中秀夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論付託省略》

◇議長 田中秀夫

只今議題となっております、諮問第 1 号については、人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

これより、諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。

本件は、お手元に配布しました意見のとおり、答申したいと思っております。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配布しました意見のとおり、答申することに決定しました。

《閉 議》

◇議長 田中秀夫

以上をもって、本日の議事日程はすべて終了しました。

したがって、明 12 月 4 日から 12 月 9 日までを休会とし、12 月 10 日午前 10 時より、本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前 10 時 12 分)